

都市再生機構(U R)賃貸住宅の家賃減免などを求める意見書

相模原市内には約 4 , 3 0 0 戸の独立行政法人都市再生機構(U R 都市機構)の賃貸住宅があり、多くの市民が居住している。

都市再生機構は、平成 2 5 年 1 2 月 2 4 日に閣議決定された独立行政法人改革等に関する基本的な方針に基づき、家賃設定方法等の見直しやストックの再生・再編等の推進等に取り組んでいる。

一方で、U R 賃貸住宅は、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律において公的賃貸住宅と位置付けられ、公的賃貸住宅の管理者は、公的賃貸住宅の入居者の選考に当たり、住宅確保要配慮者の居住の安定に配慮するよう努めることを求められている。

平成 2 7 年の国会における独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律の整備に関する法律案審議の折には、建替事業等の実施に当たっての居住者の居住の安定の確保などへの配慮や、居住者の高齢化を踏まえた良好な居住環境の整備、家賃の設定及び変更に当たっての低所得の居住者への留意について附帯決議がなされている。

また、平成 2 9 年の住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律の一部を改正する法律案審議の折には、住宅セーフティネット機能の強化と併せた公営住宅を始めとする公的賃貸住宅政策の着実な推進について附帯決議がなされている。

よって本市議会は、政府及び都市再生機構におかれて、U R 賃貸住宅の法的位置付けや附帯決議を十分尊重し、住宅確保要配慮者の居住安定を図るとともに、U R 賃貸住宅に住む市民の居住の安定のために、次の事項について実施を図られるよう強く要望するものである。

- 1 都市再生機構は、公営住宅の入居収入基準に準ずる低額所得者に対し、独立行政法人都市再生機構法第 2 5 条第 4 項の家賃の減免を行うこと。
- 2 都市再生機構は、高齢者向け優良賃貸住宅の家賃負担を軽減する措置を延長すること。
- 3 都市再生機構は、「団地別整備方針書」の策定に当たり、居住者と十分に話し合い、居住者の希望に沿う合意を得ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

内 閣
独立行政法人都市再生機構 あ て

平成30年9月28日提出

提出者	相模原市議会議員	渡 部 俊 明
提出者	相模原市議会議員	鈴 木 秀 成
提出者	相模原市議会議員	田 所 健太郎
提出者	相模原市議会議員	長 友 義 樹
提出者	相模原市議会議員	久保田 浩 孝
提出者	相模原市議会議員	小野沢 耕 一
提出者	相模原市議会議員	栗 原 大
提出者	相模原市議会議員	米 山 定 克
提出者	相模原市議会議員	山 岸 一 雄

国による義務教育財源の保障及び教育の機会均等と水準の維持・向上並びに行き届いた教育の実現を求める意見書

義務教育費国庫負担制度については、三位一体改革により国庫負担の割合を3分の1に引き下げる改正が行われ、地方自治体の財政状況を圧迫している。全国的な教育の機会均等と水準の維持・向上や無償制の維持のためには、当該制度を存続し、国において教育予算を負担することが必要不可欠である。

また、学校現場における課題が複雑化・困難化する中で子どもたちの豊かな学びを実現するためには、教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが必要であり、教職員定数拡充などの施策が最重要課題となっている。

さらに、学習指導要領改訂に伴う移行期間が始まり、小学校高学年においての外国語の教科化、「特別の教科 道徳」の導入、またプログラミング教育などへの対応のため、新しい教材の作成などが必要となっている。

そうした中、文部科学省が昨年公表した「教員勤務実態調査」によれば、小中学校ともに1日の勤務時間が平均で11時間を超え、中学校で約6割、小学校で約3割の教員が「過労死ライン」といわれる月80時間以上の時間外労働に従事していることが明らかになるなど、長時間勤務の実態が看過出来ない状況となっている。

未来を担う子どもたちを育む本市の学校現場においても、教職員の長時間労働是正が必要であり、そのための教職員定数の改善は欠かせない。

豊かな子どもたちの学びを保障するための条件整備は不可欠である。

よって、本市議会は、国会及び政府におかれて、次の事項について実現を図られるよう強く要望するものである。

- 1 教育の機会均等、水準の維持・向上、無償制の維持に不可欠な義務教育費国庫負担制度を存続・拡充させること。また、学校事務職員・学校栄養職員をその対象から外さないこと。さらに、義務教育教科書無償制度を継続すること。
- 2 行き届いた教育を実現するために、学級編制標準の改善や教職員の定数拡充、少人数学習や少人数学級の推進、教職員の長時間労働是正など、教育環境を整備するための予算を確保・拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

相 模 原 市 議 会

国 会 閣
内 あ て

平成 3 0 年 9 月 2 8 日 提 出

提出者	相模原市議会議員	桜 井 はるな
提出者	相模原市議会議員	南 波 秀 樹
提出者	相模原市議会議員	羽生田 学
提出者	相模原市議会議員	長谷川 くみ子
提出者	相模原市議会議員	小 田 貴 久
提出者	相模原市議会議員	小 野 弘
提出者	相模原市議会議員	石 川 将 誠
提出者	相模原市議会議員	大 崎 秀 治
提出者	相模原市議会議員	江 成 直 士